

7 サーバス旅行について

◆ 初めに

サーバス旅行者（サーバストラベラー）となるためには、各支部の支部長または面接担当者の説明を受けてください。これは見ず知らずの人を自宅に受け入れたり、受け入れられたりする上で大切なステップになります。サーバスの目的・活動についての理解、あなたの旅行目的、等についてお話をします。トラベラーに認定されるのは年齢が18才以上の方に限ります。

◆ 手続きの流れ等

- 1 支部長にサーバス旅行を希望することを連絡します。
- 2 支部長から Letter of Introduction（略称 LOI）用紙が送られてきます。
- 3 支部長に必要な事項を記入したものを返送します。
- 4 支部長または面接担当者とお会いする日を設定します。（例会等への参加者は面談省略可）
- 5 担当者がお会いして説明をいたします。
- 6 サーバス旅行者として認定されたとき、ホスト会員は認定料 3,000 円、トラベラー会員（ホスト会員でない方）は認定料 6,000 円を所定の口座に振り込みます。
- 7 納金確認後、支部長、または面接担当者が署名をし、トラベラー認定のスタンプを貼って、トラベラー認定証 (Letter of Introduction) をお渡しします。認定証は1年間有効です。有効期間内であれば、複数回のサーバス旅行が可能です。
- 8 認定証は1トラベラーにつき1通必要です。夫婦旅行の場合も、各1通ずつ必要です。（18歳未満の同伴者がある場合は保護者の LOI にその旨を記入します）
- 9 訪問予定国が決まれば、支部長からその国のホストリストを受け取り、希望するホストに認定証 (Letter of Introduction) のコピーを添付して、訪問可否の連絡を取ります。
- 10 Letter of Introduction の原本は旅行中あなたが所持し、ホスト宅に着いたとき、直ぐ原本を提示することになっています。（コピーを取っておき、コピーをホストに渡すと便利です。）

◆ 留意事項

- 1) ホストリストを支部長から借り出した場合は、必要部分をコピーして、10日以内に返却してください。電子版ホストリスト使用後は必ず削除し、他の方には絶対に転送しないでください。個人情報保護上非常に大切です。サーバスはお互いの信頼の上に成り立っています。
- 2) 各国のホストリストをサーバスの会員以外の人には見せないでください。
- 3) すべてのホストリストはサーバスの所有物で、会員以外の人に貸すことや譲渡することは絶対にしないでください。
- 4) お世話になったホストには礼状を出してください。
- 5) 帰国後はサーバス旅行の結果について、支部長にトラベルレポートを提出してください。用紙は支部にあります。
- 6) サーバス旅行から帰国されたトラベラー会員は、帰国後はできるだけホスト会員になっていただけるようお願いします。